

公益社団法人自動車技術会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第3章の会員に関する事項に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 この規則で会員とは、正会員、学生会員及び賛助会員をいう。

(会員の区分)

第3条 会員（賛助会員を除く。）は、個人会員とグループ扱会員に区分する。

2 グループ扱会員とは、同一の職場において原則として会員が5名以上在籍し、連絡幹事を定めて会員に関する事務手続等を一括して取り扱うグループ単位の会員をいう。

(会員資格)

第4条 正会員の入会資格は、次の表のとおりとする。

学 歴	自動車技術に関する業務経験年数	備 考
A 大学院、大学、高等専門学校、短期大学若しくは大学校又はこれらに準ずる教育・訓練機関において理工系の学科その他自動車に係わる科学技術に関する学科を修了若しくは卒業した者	不 要	準ずる教育・訓練機関の例： 高等学校卒業を入学資格とする 修業年限2年以上の専門学校又は専修学校
B 上記に該当しない者	業務経験5年	但し、正会員の紹介がある場合はこの限りではない
C 原則、正会員500名以上の賛助会員の社長もしくはこれに準ずる者で1社1名	不 要	

2 第1項の表中C欄の該当者には、特別正会員の称号を付与する。

3 学生会員の入会資格は、次のとおりとする。

第1項の表のA欄の教育・訓練機関に在籍する学生又は院生であって、自動車技術に関心を有する者。

4 賛助会員の入会資格は、次のとおりとする。

本会の趣旨に賛同し、若しくは事業の運営に協力する法人又は団体。

(会員資格の取得手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 学生会員は入会時に卒業予定年月を連絡するものとする。

3 第4条第1項の表中C欄の該当者は、本条第1項の手続きを本会が行う。

(入会日)

第6条 入会日は、入会申込書を本会が受理した日とし、理事会の承認を得て確定する。

(異動の届出)

第7条 会員は、第5条第1項の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

(休会)

第8条 会員は、次の場合には休会することができる。

(1) 病気療養又は休職の場合

(2) その他止むを得ない理由により本会が認めた場合

- 2 休会の効力は、会員からの届け出により発生し、復会の届け出により消滅する。
- 3 休会の期間は最長2年間とする。
- 4 休会の届け出は、書面によるものとする。
- 5 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配付、選挙権の行使等会員資格を停止する。
(任意退会の時期)

第9条 定款第9条の退会の時期は、退会届を本会が受理した日とする。

(任意退会の届出)

第10条 退会しようとする会員は、その旨を書面をもって届け出なければならないものとする。

(会員資格の停止)

第11条 会員が本会が指定した期日までに会費を納入しない場合には、6か月の猶予期間を設け、この期間を経過しても会費を納入しないときは、その会員の資格を停止する。

- 2 会員の連絡先が不明となった場合は、その会員の資格を停止する。

(資格喪失)

第12条 前条の規定に該当する会員が、会費の支払い義務を2年以上履行しなかった場合、その資格を喪失するものとする。

- 2 学生会員は入会時に申告した卒業予定年月をもって学生会員の資格を喪失するものとする。ただし、会員資格の継続又は変更申請があった場合はその限りではない。
- 3 第4条第1項の表中C欄に該当する会員は、当該役職を退任すると同時に正会員の資格を喪失するものとする。

(入会金)

第13条 入会金は、入会金及び会費徴収規則の定めるところによる。

(会費)

第14条 会費は、入会金及び会費徴収規則の定めるところによる。

(入会金及び会費の納入)

第15条 入会者は、入会金及び当該年度の会費を入会時に納入するものとする。ただし、第10条の退会者が退会後6か月以内に再入会する場合には、入会金の納入を免除することができる。

- 2 会費は、毎年4月から翌年3月までの年度会費を毎年7月末日までに一括納入するものとする。
- 3 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 4 会員が復会した場合は、復会時に当該年度の会費（復会の月から起算した月割計算による額）を納入しなければならないものとする。ただし、賛助会員は除く。
- 5 既納の会費は、年度の途中で休会した場合又は会員でなくなった場合であっても返還しないものとする。

- 6 第1項ならびに第2項についてはグループ扱会員及び賛助会員を除く。

(グループ扱会員)

第16条 グループ扱会員としての取扱いを受けようとする場合は、取扱いをする会員の範囲、現に取扱う会員、第3条第2項により定めた連絡幹事に関する事項その他必要な事項を所定の選任届により、本会に届け出るものとする。

- 2 連絡幹事は、前項の届出事項に変更があった場合は、すみやかに本会に届け出るものとする。

(連絡幹事の事務)

第17条 連絡幹事は、次の事務を行うものとする。

- (1) 入会手続き、所属会員の異動及び所定の事項を本会に連絡すること。
- (2) 本会から送付する刊行物及び資料を所属会員に配付するほか、諸事項について会員に連絡すること。
- (3) 所属会員から会費を徴収し、本会に一括納入すること。

(4) 本会が指定する有料刊行物の一括申込みを行った場合に、その代金を徴収し本会に一括納入すること。

(5) その他相互に必要な事項を連絡すること。

2 前項第3号及び第4号にあっては、支払方法が口座振替による場合は、その実施に必要な会員及び本会との連絡業務のみとする。

(事務手数料の支払い)

第18条 連絡幹事の事務手数料として会員1人あたり年額150円を支払うものとする。なお、会員数が10名未満のグループに対しては、記念品をもってこれに代えるものとする。ただし、連絡幹事が事務手数料の受取りを辞退した場合はこの限りでない。

(処理基準等)

第19条 本規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

2 賛助会員の入会金及び会費の納入その他事務の取扱いについては、別に定める「自動車技術会賛助会員処理基準」による。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日登記)

2 第4条会員資格の改正は2012年10月5日から施行する。

3 会員規則(昭和59年4月1日制定)は、廃止する。

4 第4条1項表中C、第4条2項、第5条3項、第12条第3項の追加は2013年10月24日から施行する。(第7回理事会議決 2013年10月24日)